

第3期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回	第10回
日時	2013年11月20日（水）	13時30分	～ 15時30分
会場	中野区役所7階 第9会議室		
検討内容			
<p>1 会長あいさつ</p> <p>本日午前中に、相談支援部会、地域生活支援部会合同研修会が開催された。町会長、民生委員など様々な方面から参加がありとても充実した研修会だった。継続していくことで地域の資源と直接つながれる会として期待される。</p> <p>第185回臨時国会において、障害者の権利条約が衆議院本会議で承認された。批准後は国内法が条約に違反していないか法制度の整備を求められ、権利条約は強力な効力を持つことになる。従って総合支援法等について、障害者の権利をどう保障していくのか注目していきたい。</p> <p>報道によると障害者虐待防止法が施行されてから半年間で相談・通報は4500件を超え、被虐待者数は1700人に達している。非常に由々しき数字であり、我々にとっても大きな課題である。</p> <p>2 相談支援機関会議報告（事務局より報告）</p> <p>(1) 第14回相談支援機関会議（9月26日開催）</p> <p>事例総数は22件。取り上げられた課題について報告する。</p> <p>① 単身生活の重複障害者（精神障害・視覚障害）のケースで在宅生活が困難になった場合の受け入れ先、入所施設がなかなかない。特に精神、視覚の重複障害者の受け入れ施設が少ない。</p> <p>② 知的障害者の入所施設も高齢化が進んでいる。入院する方も増えており、医療的ケアが必要になってくると施設では対応できず、移行先がない事が課題となっている。</p> <p>③ 介護者への負担軽減のための支援について、特に夜間のスポットの身体介護はサービス事業所として対応が難しいという実態がある。今後何かしらの対策が必要ではないか。</p> <p>(2) 第15回相談支援機関会議（10月31日開催）</p> <p>事例総数は33件。今回から障害種別件数の報告も行う。身体障害7人、知的障害11人、精神障害14人、発達障害1人、高次脳機能障害0人、難病0人。</p> <p>① これまで介護保険に該当していた人が診断基準に該当しないという判断で介護保険非該当となり、移行期間が短い中で障害福祉サービスへ切り替えた事例が数件発生している。</p> <p>② 知的障害のある方が入所施設を退所し地域で生活するようになったが、通所事業所等の集団生活になかなかなじめず居場所がない。つむぎでは新たな取り組みとして「サロン活動」を始める予定。</p> <p>③ ライフステージ移行時の関係機関の連携について。特別支援学校卒業後の支援のために学校やすこやか相談支援事業所、障害福祉分野、関係機関で体系的な移行時の支援計画を作っていく必要があるのではないか。</p> <p>◆区より情報提供</p> <p>① 障害福祉分野に基幹相談支援センター機能を持たせる形で、26年4月開設を検討している。</p> <p>② 9月以降、精神障害者の虐待通報が多くなってきている。現在までに7件の報告があった。</p> <p>③ 26年4月の総合支援法一部改正について、パブリックコメントで改正内容が出ている。</p> <p>④ 相談支援専門員研修の案内。募集が11月、実施は来年1月以降の予定。</p> <p><意見交換></p>			

(様式1)

- ・ 知的障害者の医療的ケア、夜間のスポットの身体介護がなかなかない、といった課題について解決策になかなかつながっていかない。課題のままになってしまわないか懸念される。
 - ・ コミュニケーションが上手く取れないでいる精神の方へのケアについて。静かに過ごせる集いの場が必要。すこやか、せせらぎにしても静かに過ごせる場が必要。
 - ・ (虐待事例の報告) 家族が高齢化し病気になった時に障害のある子が思うように動かないと手が出たりするようだ。こういった問題をどこに相談したらよいのか。
- (区) 上記に報告のあった虐待事例について、区に通報があり虐待の事実確認のため職員が施設に伺っている状況。区の方でも取り組んでいる。
- 防止も大事だが、虐待の事実確認ができた後どう支援していくかが一番重要。
- ・ 障害者虐待防止法があるが、それに加えて条例等も考えてもよいのでは。また、都で作成している災害時の経過時間ごとの対応マニュアル(例:○時間後には～をする)について、障害に関する対策も含めた中野区版を作ってほしい。
- (区) 災害時の工程表は中野にもある。虐待の条例については検討していきたい。

3 各部会報告 (各部会長より報告)

(1) 相談支援部会

- ① 見学会(8月1日開催) 合同研修会についての検討も行った。
- ② 第12回(9月18日開催) 部会長が参加した就労支援部会の見学会の報告があった。また、合同研修会についての検討を行った。
- ③ 第13回(10月28日開催) 医療的ケアがあり24時間見守りが必要な9歳の子供を持つ母親の手記を基にケース検討を行った。在宅サービスの現状や学校に関すること、家族の介護負担について。

<意見交換>

- ・ 医療的ケアがあり24時間見守りが必要な方について自宅の介護や訪問で対応できるのか。入院することで親がレスパイトできるということはある。ただ精神障害者の強制入院と同じように医療に預けてしまうというのは問題が出てくる。非常に難しいケース。
 - ・ 中野区には25~6人こういったお子さんがおり、中野区医師会の医師との交流をしながら、見てもらったり医師の紹介をしてもらったりしているようだ。
 - ・ 医療的ケアと連携して支援していくサービスが足りない。
- (区) 中野区の通所では江古田の森、障害者福祉会館、かみさぎこぶし園の3つの施設で医療的ケアのある方の受け入れをしている。いずれも単独の生活介護施設で、一定程度受け入れができるのが日中活動の3施設になる。
- ・ 医療的ケアがある方について、施設では看護師を国の基準よりは多く配置をしても配慮するのは難しい。施設に看護師が常駐できればよいが。
 - ・ 重度の方も地域の中で日中活動が求められるようになってきた。それに伴う支援サービスの充実が追いつてないのが今の実態である。
 - ・ 知的障害者も身体障害者も年齢と共に2次的障害が出てくるが、その対応はどうなるのか。
 - ・ アポロ園では、医療的ケアのあるお子さん受け入れている。看護師の常勤が2名おり、バスの送迎の同乗、緊急一時保護の対応、通院時の医療的ケア等細やかに対応している。

(2) 地域生活支援部会

(様式1)

- ① 第12回部会(9月10日開催) 緊急時利用可能施設調査表作成のため、しらさぎホームの見学を実施。中野区内のその他の施設は関係する委員が調査票を作成し、部会にて意見交換を行った。この調査票をどう生かしていくか検討し調査票を基に勉強会を行うこととなった。また、合同研修会の準備、地域移行支援相談(つむぎ)利用者に係る検討を行った。
- ② 第13回部会(10月8日開催) 合同研修会の準備を行った。また、調査票に関する勉強会について検討した。まず部会の中で、短期入所を利用する側とサービス提供者側それぞれが日頃感じていることをアンケート形式で持ち寄り、意見交換をすることとなった。12月にアンケートまとめて1月に勉強会を行いたい。

<意見交換>

- ・ 看護師が常駐している緊急一時施設は今の制度の中では難しい。これを課題であるとするなら区として看護師が常駐できる施設を計画的に作っていく事も必要なのではないか。
 - ・ 必要なのは「緊急時」の緊急一時保護。指定されている病院などでは2か月前に申し込んでおかないと許可が下りない。これでは緊急時の役割を果たしていない。これからどうしていくのか大きな課題であると思う。
- (区) 江古田の森において虐待関係の緊急の一時保護という事で短期入所とは別枠で1部屋(1床)確保している。制度的には虐待以外でも区長が必要と認める場合は使用可能となっている。
- ・ 上記施設で、医療的ケアのある方への対応は?
- 日中は看護師がいるが夜間はいない。
- ・ 医療的ケアの必要な方の受け入れは現状では病院になる。

(3) 就労支援部会

- ① 第9回部会(9月17日開催) 発達障害者への就労支援に関して先進的な取り組みをしている世田谷区の成人期発達障害者支援施設「ゆに(UNI)」の施設見学を行った。「若者サポートステーション」と連携して、発達障害であると自己認知できない方に認知を促す支援(自己認知促進プログラム「みつけば!」)を実施し、「ゆに(UNI)」で就労のステップまで支援する。
- ② 第10回部会(10月15日開催) 「ゆに(UNI)」見学会について意見交換を行った。また、優先調達推進法施行後の動きについて報告を受けた。セルフセンターからいくつか案件が出ているが各施設の参加は鈍い状況。大口の受注への対応はこれからの課題である。
- ③ 第11回部会(11月19日開催) 前回の自立支援協議会で取り上げられた「触法障害者の就労支援」、「自主退職した知的障害者の就労支援」のケースについて勉強会を行った。企業就労の場合その方の履歴も企業に伝えるべきかどうかの判断が難しい。また、国や都が行っている知的・精神障害者のチャレンジ雇用事業(最長3年間の雇用)について、杉並区は先駆的に区役所でチャレンジ雇用を実施している。就労支援ネットワークが計画している見学会に就労支援部会も参加し、自治体の中での雇用について勉強してきたい。来年度5~7月頃の実施を検討中。

<意見交換>

- ・ 触法障害者に対する就労支援については、国の指針(ハローワーク等もそうだが)では前歴を明らかにせず就労支援するとなっているが、受け入れ側としては信頼関係を保つ上でも

(様式1)

そういうことを知って雇用し受け入れたい思いが強いのだと思う。過去の経歴にこだわらず受け入れていくのが原則だとは思いますが、もし何かあった時にそれを知っているのと知らないのとでは対応の仕方が変わってくる。

- ・ 9月に障害者基本計画が出された。就労支援の部分では一般就労への移行の目標数値が高く、障害のある人の就労の場は基本的には一般企業に求めていくという計画。B型は工賃向上が目標。B型の利用者の労働者性はどうやって担保していくか、障害が理由で就労能力が高くてもA型で雇用関係を結んで働くという道筋についてはどうなるのかといった心配な点もある。
 - ・ 成人期の発達障害者支援事業を区の単独事業として行っているのか。
- 成人期発達障害支援事業は元々は東京都の補助事業で、現在は都内4か所で行われている。

4 事業者連絡会報告 (事務局より報告)

(1) 居宅系事業者連絡会報告

11月15日に「リスクマネジメント」をテーマしたクレーム対応研修を開催した。20事業所22名の参加があった。事業所と利用者の間で起こるトラブルの防止、対応について、どういったことを大切にしながら向き合えばいいかについて学習した。

5 その他

(1) 区からの報告事項

- ① 平成26年4月以降の中野区立社会福祉施設の指定管理者候補者の選定について資料6に基づいて次のとおり決定した。

弥生福祉作業所 社会福祉法人正夢の会

障害者福祉会館、中野区知的障害者生活寮 社会福祉法人東京都知的障害者育成会

中野区療育センターアポロ園 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

- ・ 正夢の会は、弥生福祉作業所で実施する就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護について実績がある法人で、給食サービス、送迎サービス等について工夫を凝らした提案があった。
 - ・ アポロ園の指定管理者期間は、障害児支援のため学校や保育園・幼稚園との連携が必要なため長い期間10年間を予定している。また、事業内容の変更について報告があった。
- ② 事務局より、次回の中野区障害者自立支援協議会開催予定の確認。予定されていた12月18日の全体会は行わず、平成26年1月16日(木)に開催する。

(2) その他

- ・ 社会福祉法人中野あいいく会より、法人設立10周年を迎え記念冊子を作成。
- ・ (区) 発達障害支援に関する区民向け啓発講座を11月30日(土)午後を開催予定。

備考

次回日程 平成26年1月16日(木) 13:30~
中野区役所7階 第9会議室